

店頭外国為替証拠金取引約款【LIGHT FX】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引約款 【LIGHT FX】</p> <p>(目的)(省略)</p> <p>第1条～第2条(省略)</p> <p>第3条(口座開設の適格要件) FX口座及び入出金口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。 (1)ご自身の判断と責任により本約款取引を行うことができること。 (2)お客様が個人の場合には、日本国内に居住する満20歳以上80歳未満であり、日本法上の行為能力を有する者であること。または、日本国内に居住する満18歳以上20歳未満(高校生を除く。)で代理人による同意があること。 (3)お客様が法人の場合には、日本国内において本店又は支店が適法に登記されていること。 (4)ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。 (5)当社と電話又は電子メールで常時連絡が取れること。 (6)本約款取引に係るリスク並びに商品の性格及び内容を十分理解していること。 (7)<u>生活保護法被保護者に該当しないこと。</u></p> <p>(8)～(18) (省略)</p> <p>第4条(省略)</p> <p>第5条(取引における証拠金) お客様は、本約款取引において、当社が定めた証拠金率により計算した必要証拠金以上の金額を証拠金として、本約款取引を行うに先立ち、当社の指定する方法により「FX口座」に預託するものとします。 2. 当社は、本約款取引において、当社が定めた証拠金率により計算した維持証拠金以上の金額を、お客様の保有する建玉に対し徴求するものとし、お客様はこれを承諾するものとします。 3. お客様は、本約款取引において、同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に保有すること(以下、「両建取引」といいます。)ができるものとします。両建取引における必要証拠金及び維持証拠金は、各通貨ペアの売建玉の合計と買建玉の合計の両方に対して算出した額のうち、高い方とします。なお、両建取引は、お客様にとってスプレッドを二重に負担すること</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引約款 【LIGHT FX】</p> <p>(目的)(省略)</p> <p>第1条～第2条(省略)</p> <p>第3条(口座開設の適格要件) FX口座及び入出金口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。 (1)ご自身の判断と責任により本約款取引を行うことができること。 (2)お客様が個人の場合には、日本国内に居住する満20歳以上80歳未満であり、日本法上の行為能力を有する者であること。または、日本国内に居住する満18歳以上20歳未満(高校生を除く。)で代理人による同意があること。 (3)お客様が法人の場合には、日本国内において本店又は支店が適法に登記されていること。 (4)ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。 (5)当社と電話及び電子メールで常時連絡が取れること。 (6)本約款取引に係るリスク並びに商品の性格及び内容を十分理解していること。 (7)<u>成年被後見人、被保佐人及び被補助人、精神障害者及び生活保護法被保護者に該当しないこと。</u></p> <p>(8)～(18) (省略)</p> <p>第4条(省略)</p> <p>第5条(取引における証拠金) お客様は、本約款取引において、当社が定めた証拠金率により計算した必要証拠金以上の金額を証拠金として、本約款取引を行うに先立ち、当社の指定する方法により「FX口座」に預託するものとします。 2. 当社は、本約款取引において、当社が定めた証拠金率により計算した維持証拠金以上の金額を、お客様の保有する建玉に対し徴求するものとし、お客様はこれを承諾するものとします。 3. お客様は、本約款取引において、同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に保有すること(以下、「両建取引」といいます。)ができるものとします。両建取引における必要証拠金及び維持証拠金は、各通貨ペアの売建玉の合計と買建玉の合計の両方に対して算出した額のうち、高い方とします。なお、両建取引は、お客様にとってスプレッドを二重に負担すること</p>

<p>や支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等、経済合理性を欠くおそれがあることについて、お客様はこれを予め承諾するものとします。</p> <p>4. 当社は、本約款取引において、経済情勢等の変化に伴い、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により<u>証拠金率又は証拠金維持率</u>を変更できるものとします。</p> <p>5. 前項の変更を行った場合、当社は、お客様が変更前から保有する建玉の証拠金に対しても、原則として変更後の<u>証拠金率又は証拠金維持率</u>を即時に適用するものとし、お客様はこれを予め承諾するものとします。</p> <p>(以下省略)</p> <p><u>令和6年3月23日 改訂</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>や支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等、経済合理性を欠くおそれがあることについて、お客様はこれを予め承諾するものとします。</p> <p>4. 当社は、本約款取引において、経済情勢等の変化に伴い、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により<u>証拠金維持率</u>を変更できるものとします。</p> <p>5. 前項の変更を行った場合、当社は、お客様が変更前から保有する建玉の証拠金に対しても、原則として変更後の<u>証拠金維持率</u>を即時に適用するものとし、お客様はこれを予め承諾するものとします。</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--